災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十号

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「初任給調整手当、同法第十条の五第一項」を「第一種初任給調整手当、同法第十条の五第一項及び第三項の第二種初任給調整手当、同法第十条の六第一項」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十八条第八項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十二条第八項

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十一号

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第一中第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十　千円の貨幣のうち令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行するもの

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、オレンジ色、黄色及び緑色